

平成30年6月21日
於：アルカディア市ヶ谷

全国学校法人立専門学校協会

定例総会・理事会

- | | |
|-------|--------------------|
| 第1号議案 | 平成29年度事業報告 |
| 第2号議案 | 平成29年度決算報告ならびに監査報告 |
| 第3号議案 | 平成30年度事業計画案 |
| 第4号議案 | 平成30年度収支予算案 |
| 第5号議案 | 会則及び会則施行細則の一部改正 |
| 第6号議案 | 役員改選 |

目 次

第1号議案 平成29年度事業報告	p. 1
平成29年度の活動概要 (p. 1)	
1. 会議の開催 (p. 1)	
2. 委員会活動 (p. 3)	
3. 調査研究事業の実施 (p. 4)	
4. 研修事業の実施 (p. 4)	
5. 広報活動の推進 (p. 5)	
6. 専門学校におけるスポーツ振興 (p. 5)	
第2号議案 平成29年度決算報告ならびに監査報告	p. 6
第3号議案 平成30年度事業計画案	p. 11
1. 運動方針 (p. 11)	
2. 会議の開催 (p. 16)	
3. 委員会活動方針 (p. 17)	
4. 調査研究事業の実施 (p. 20)	
5. 研修事業の実施 (p. 20)	
6. 広報活動の推進 (p. 21)	
7. 専門学校におけるスポーツ振興 (p. 21)	
第4号議案 平成30年度収支予算案	p. 22
第5号議案 会則及び会則施行細則の一部改正	p. 23
第6号議案 役員改選	p. 26

第1号議案 平成29年度事業報告

平成29年度事業計画・収支予算に基づき、活発な活動を展開、専修学校及び各種学校の振興・社会的地位向上を目指して各事業を行った。

重点項目への対応として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度化について学校教育法の一部を改正する法律が5月31日に公布、平成31年4月1日施行となったことを受けて中教審大学分科会に実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に向けた、より具体的な制度設計等について専門的な調査審議を行う「専門職大学等の制度設計に関する作業チーム」が設置され、全専各連と合同で対応した。

「現行制度の充実・改善方策の実現」については、全専各連総務委員会と合同で総務運営委員会を中心として、専門学校固有の課題への対応方策を検討した。

2月27日、「職業実践専門課程」の文部科学大臣による5回目の認定が公示（94校、152学科）され、初年度から合わせて954校、2,885学科が認定された（職業実践専門課程の認定学校数は全専門学校約34%、認定学科数は修業年限2年以上の全学科数の約40%）。また、文部科学省は、「これからの専修学校教育の振興のあり方について（報告）」において提言された、職業実践専門課程の認定後の取組・改善を充実させるため、今年度より既認定学科が認定後も引き続き認定要件を満たしていることについての確認（フォローアップ審査）を実施することとした。なお、職業実践専門課程制度については、文部科学省「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」において、企業や高等学校等の現場への周知や認知度向上が課題とされたことから、一層の周知方策として「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する実施要項を改正し、希望する学校を対象に職業実践専門課程の認定を受けていることを証明する「職業実践専門課程認定証明書」を発行することになった。

また、高等教育の負担軽減については、これまでも授業料減免の拡大とともに、奨学金制度については必要とする全ての学生が無利子奨学金を受けられるよう充実が図られてきているほか、今年度からは、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由によって進学を断念することがないよう給付型奨学金制度が新たに創設されたことや卒業後の所得に連動して返還月額が決定されることにより、所得が低い状況でも無理なく返還することを可能とする所得連動返還型奨学金制度が導入された。また、無利子奨学金についても低所得者世帯の子供に係る成績基準を実質的に撤廃するとともに、残存適格者を解消することとなった。意欲さえあれば専門学校、大学に進学できる社会の構築、真に必要な子供たちに限る高等教育の無償化等の実現を盛り込んだ新しい政策パッケージが閣議決定され、平成30年1月、高等教育段階における負担軽減の具体的方策について検討を行う「高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議」が文科省に設置され、千葉茂副会長が参画した。厚生労働省関係については「中央訓練協議会」（訓練計画の策定等）、「ジョブ・カード制度推進会議」（ジョブ・カード制度の活用推進等）、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構「運営委員会」（機構の事業計画・運営等）、及び同機構「職業能力開発専門部会」（機構の事業実績の確認等）等の議論に対応し、職業訓練その他厚生労働省の施策について協議した。

1. 会議の開催

（1）定例総会・理事会

＜定例総会・理事会（平成29年6月22日／アルカディア市ヶ谷）＞

第1号議案 平成28年度事業報告

第2号議案 平成28年度決算報告ならびに監査報告

第3号議案 平成29年度事業計画案

第4号議案 平成29年度収支予算案

<理事会（平成30年2月22日／アルカディア市ヶ谷）> ※全専各連と合同

第1号議案 平成30年度事業計画原案

第2号議案 平成30年度収支予算原案

会則の一部改正

平成29年度事業中間報告

(2) 常任理事会

<常任理事会（平成29年6月22日／アルカディア市ヶ谷）>

○平成28年度事業報告

○平成28年度決算報告ならびに監査報告

○平成29年度事業計画案

○平成29年度収支予算案

○定例総会・理事会への対応

<常任理事会（平成30年2月22日／アルカディア市ヶ谷）> ※全専各連と合同

○平成30年度事業計画原案

○平成30年度収支予算原案

○平成29年度事業中間報告

○会則の一部改正

○理事会への対応

<臨時常任理事会（平成30年3月12日／アルカディア市ヶ谷）> ※全専各連と合同

組織委員会「会則及び会則施行細則一部改正に向けた報告」

(3) 正副会長会議 ※全専各連と合同

<第2回（平成29年6月1日／アルカディア市ヶ谷）>

○全専各連総会（6月21日）・全専協総会（6月22日）への対応

<第3回（平成30年2月6日／アルカディア市ヶ谷）>

○平成30年度事業計画原案・収支予算原案の確認

○全専各連・全専協理事会（2月22日）への対応

(4) 専門職大学・専門職短期大学等推進本部（全専各連と合同）

<第1回（平成29年6月22日／アルカディア市ヶ谷）>

○中教審大学分科会 専門職大学等の制度設計に関する作業チーム（専門職大学・専門職短期大学の設置基準の議論）への対応

<第2回（平成29年6月26日／アルカディア市ヶ谷）>

○中教審大学分科会 専門職大学等の制度設計に関する作業チーム（専門職大学・専門職短期大学の設置基準の議論）への対応

<専門職大学等に関する情報提供>

専門職大学等の設置基準、公示等に関するパブリックコメントへの対応、設置に係る文科省への事前相談の実施時期、官報告示、公布通知等について、全専各連、全専協役員

及び都道府県協会等事務局へ情報提供を行った。

2. 委員会活動

(1) 総務運営委員会 ※全専各連総務委員会と合同

<第4回(平成29年5月12日/アルカディア市ヶ谷)>※

- 定例総会(6月21日・22日)への対応について
- 平成28年度事業報告・平成29年度事業計画案
- 現況報告

<第5回(平成29年10月2日/アルカディア市ヶ谷)>※

- 現況報告

<第6回(平成29年11月28日/アルカディア市ヶ谷)>※

- 平成30年度活動方針(骨子)の検討
- 平成29年度事業中間報告(概要)

<第7回(平成30年1月22日/アルカディア市ヶ谷)>※

- 平成30年度運動方針原案(基本方針・重点目標)、事業計画原案の検討
- 全専各連・全専協理事会の運営

(2) 財務委員会 ※全専各連と合同

<第3回(平成29年5月17日/アルカディア市ヶ谷)>※

- 平成28年度決算報告
- 平成29年度収支予算案

<第4回(平成29年10月25日/アルカディア市ヶ谷)>※

- 平成29年度仮決算報告

<第5回(平成30年1月30日/アルカディア市ヶ谷)>※

- 平成30年度収支予算原案の検討
- 平成29年度実績報告

(3) 留学生委員会

<専門学校留学希望者に対する情報提供>

- 「外国人学生のための進学説明会(東京・大阪)」への参加
東京・大阪会場(東京:7月9日、大阪:7月16日)
主催:(独)日本学生支援機構
- 「日本留学フェア(台湾・韓国)」の実施
・台湾会場(高雄・7月8日、台北・7月9日)
主催:(独)日本学生支援機構 共催:(一財)日本語教育振興協会、全国専修学校各種学校総連合会、(公社)東京都専修学校各種学校協会
・韓国会場(釜山・9月9日、ソウル・9月10日)
主催:(独)日本学生支援機構 共催:(一財)日本語教育振興協会、全国専修学校各種学校総連合会、(公社)東京都専修学校各種学校協会、社団法人韓日協会、社団法人釜山韓日交流センター
- 文部科学省委託事業「専修学校グローバル化対応推進支援事業」への対応
受託先であるTCE財団が実施する研修会や留学生の調査研究及び情報提供等への協力

3. 調査研究事業の実施

(1) 「専門学校修了者の大学編入学状況及び大学院入学状況の実態調査」の実施

専門学校修了者の大学への編入学の実態及び4年制専門学校修了者の大学院入学状況に関する調査を7月に実施。大学編入学調査は、調査対象校717校・回答返送校581校（回収率81.0%）、大学院入学調査は、調査対象校575校・回答返送校472校（回収率82.0%）。集計結果は、全専各連・本協会役員会等で調査結果を報告するとともに、同資料を全専各連ホームページに掲載。

(2) 専門学校教育内容の充実に資する調査研究

TCE財団の行う「中堅教員研修カリキュラム研究」に協力。研究成果は報告書にまとめ会員校へ配布するとともに、財団ホームページに掲載。

(3) 専門学校調査の協力支援

九州大学の吉本圭一教授・第三段階教育研究センター長が行う文部科学省委託事業「専修学校による地域産業中核的人材養成」事業の「職業資格・高等教育資格枠組みを通じたグローバルな専門人材養成のためのコンソーシアム」に対して、事務局職員の派遣、調査研究データ等の情報提供について協力を行った。

4. 研修事業の実施

(1) 管理者研修会

○共催：TCE財団

○日程・会場・参加者数

平成29年10月17日／大阪府・アウターナ大阪／79名

平成29年10月23日／東京都・アルカディア市ヶ谷／141名

平成29年10月30日／福岡県・福岡ガーデンパレス／73名

○テーマ・講師

「専門職大学・専門職短期大学の

設置基準その他政省令・告示等ならびに申請手続き等について」

文部科学省 高等教育局 高等教育企画課 主任大学改革官 塩原 誠志

「専門学校の振興策等を巡る動向について」

文部科学省 生涯学習政策局 専修学校教育振興室 室長 廣野 宏正

(2) 専門学校留学生担当者研修会

○共催：TCE財団

○日程・会場・参加者数

平成29年12月1日／東京都・アルカディア市ヶ谷／167名

○テーマ・講師

「出入国管理の現状及び諸施策について」

法務省入国管理局入国在留課 杉本 律子 法務専門官

「留学生に係る出入国・在籍関係等申請の実務について」

東京入国管理局留学審査部門 森田 恭子 統括審査官

「専修学校留学生に対する支援について」

(3) 専門学校の教育訓練・運営に係る内部質保証人材の養成講習

○共催：TCE財団

○日程・会場・参加者数

平成30年2月7日～8日／東京都・アルカディア市ヶ谷／20名

○テーマ・講師

「専修学校における学校評価ガイドライン策定の意義

ガイドラインに沿った学校評価の進め方(自己評価)

学校関係者評価の進め方」

「自己評価報告書の作成演習(グループ演習・討議)」

NPO法人私立専門学校等評価研究機構 事務局長 真崎 裕子

「専門学校の職業教育を取り巻く評価制度」

「ISO29990:2010の要求事項」

「監査技法と内部監査事例演習」

(一社)人材育成と教育サービス協議会 事務局 八木 信幸

(4) 文部科学省・厚生労働省「専修学校関係予算等に関する説明会」

○共催：全専各連

○日程・会場・参加者数

平成30年3月14日／東京都・アルカディア市ヶ谷／88名

5. 広報活動の推進

(1) 『7月11日 職業教育の日』推進のための広報活動

「7月11日 職業教育の日」にかかる事業の推進について、総務運営委員会と全専各連総務委員会を中心に活動を行った。

① エコバッグを製作し、都道府県協会等を通して会員校に配布。

② 2018年カレンダーを製作し、高等学校、関係団体、会員校等に配布。

(2) 会報の発行

各号10,000部を作成し、会員校へ配布するとともにホームページに掲載。

○34号(平成29年9月)、35号(平成30年3月)を発行。

(3) 高度専門士・専門士・大学院入学・大学編入学パンフレットの発行

○117,000部作成、各都道府県協会等へ115,800部を配布。

6. 専門学校におけるスポーツ振興

○全国専門学校体育連盟への運営費補助として500,000円を支出。

第2号議案 平成29年度決算報告ならびに監査報告

貸借対照表

平成30年 3月31日現在

全国学校法人立専門学校協会

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
2. 固定資産			
(2) 特定資産			
専門学校教育振興基金引当特定預金	12,269,377	12,269,377	0
特定資産合計	12,269,377	12,269,377	0
固定資産合計	12,269,377	12,269,377	0
資産合計	12,269,377	12,269,377	0
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	12,269,377	12,269,377	0
(うち特定資産への充当額)	(12,269,377)	(12,269,377)	(0)
正味財産合計	12,269,377	12,269,377	0
負債及び正味財産合計	12,269,377	12,269,377	0

正味財産増減計算書

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

全国学校法人立専門学校協会

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取協会運営費	[17,971,044]	[18,950,000]	[△ 978,956]
受取協会運営費	17,971,044	18,950,000	△ 978,956
雑収益	[153]	[189]	[△ 36]
受取利息	153	189	△ 36
経常収益計	17,971,197	18,950,189	△ 978,992
(2) 経常費用			
会議費	[7,938,709]	[8,524,248]	[△ 585,539]
総会運営費	306,726	336,256	△ 29,530
役員会運営費	4,330,594	5,152,472	△ 821,878
委員会運営費	2,870,988	2,561,379	309,609
旅費交通費	430,401	474,141	△ 43,740
研修会開催費	[468,969]	[574,752]	[△ 105,783]
研修会開催費	468,969	574,752	△ 105,783
振興対策諸費	[1,944,338]	[1,946,673]	[△ 2,335]
渉外費	1,944,338	1,946,673	△ 2,335
広報活動費	[7,619,181]	[7,948,503]	[△ 329,322]
調査研究費	1,038,057	1,032,833	5,224
広報費	4,093,164	4,431,710	△ 338,546
職業教育の日推進費	1,987,960	1,983,960	4,000
体育連盟振興費	500,000	500,000	0
経常費用計	17,971,197	18,994,176	△ 1,022,979
評価損益等調整前当期経常増減額	0	△ 43,987	43,987
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	0	△ 43,987	43,987
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	△ 43,987	43,987
一般正味財産期首残高	12,269,377	12,313,364	△ 43,987
一般正味財産期末残高	12,269,377	12,269,377	0
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	12,269,377	12,269,377	0

財 産 目 録

平成30年3月31日現在

全国学校法人立専門学校協会

(単位：円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	[0]	
現金手許有高	0	
普通預金	(0)	
りそな銀行 市ヶ谷支店	0	
流動資産合計		0
2. 固定資産		
(2) 特定資産		
専門学校教育振興基金引当特定預金	[12,269,377]	
りそな銀行 市ヶ谷支店 (普通預金)	12,269,377	
特定資産合計	12,269,377	
固定資産合計		12,269,377
資産合計		12,269,377
正味財産合計		12,269,377

収支計算書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

全国学校法人立専門学校協会

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
協会運営費収入	(18,950,000)	(17,971,044)	(978,956)	
協会運営費収入	18,950,000	17,971,044	978,956	
雑収入	(20,000)	(153)	(19,847)	
受取利息収入	10,000	153	9,847	
雑収入	10,000	0	10,000	
事業活動収入計	18,970,000	17,971,197	998,803	
2. 事業活動支出				
会議費支出	(8,460,000)	(7,938,709)	(521,291)	
総会運営費支出	460,000	306,726	153,274	定例総会
役員会運営費支出	5,000,000	4,330,594	669,406	理事会・常任理事会・新学校制度創設推進等
委員会運営費支出	2,500,000	2,870,988	△ 370,988	総務運営・財務・留学生
旅費交通費支出	500,000	430,401	69,599	
研修会開催費支出	(1,600,000)	(468,969)	(1,131,031)	
研修会開催費支出	1,600,000	468,969	1,131,031	管理者・留学生・質保証人材養成・予算説明会等
振興対策諸費支出	(2,500,000)	(1,944,338)	(555,662)	
渉外費支出	2,500,000	1,944,338	555,662	
広報活動費支出	(8,970,000)	(7,619,181)	(1,350,819)	
調査研究費支出	1,420,000	1,038,057	381,943	大学編入学・大学院入学調査等
広報費支出	5,000,000	4,093,164	906,836	会報・専門士・高度専門士パンフ・HP運営等
職業教育の日推進費支出	2,050,000	1,987,960	62,040	エコパ ッグ・カレンガ ー作成等
体育連盟振興費支出	500,000	500,000	0	全国専門学校体育連盟
事業活動支出計	21,530,000	17,971,197	3,558,803	
事業活動収支差額	△ 2,560,000	0	△ 2,560,000	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
特定預金取崩収入	(2,560,000)	(0)	(2,560,000)	
専門学校教育振興基金取崩収入	2,560,000	0	2,560,000	
投資活動収入計	2,560,000	0	2,560,000	
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	2,560,000	0	2,560,000	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額	0	0	0	
次期繰越収支差額	0	0	0	

監 査 報 告 書

全国学校法人立専門学校協会
会 長 小 林 光 俊 殿

平成 30 年 6 月 5 日

全国学校法人立専門学校協会

監事 荒 川 栄 一 ⑩

監事 坂 本 歩 ⑩

監事 戸 早 秀 暢 ⑩

私たちは、全国学校法人立専門学校協会の監事として、会則第15条第5項に基づいて同協会の平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）における財務諸表及び収支計算書並びに理事の業務執行状況について監査を行いました。

監査の結果、上記の財務諸表は公益法人会計基準に準拠しており、また、収支計算書は「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月）に従っています。

以上により、私たちは、全国学校法人立専門学校協会の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の正味財産増減の状況並びに同会計年度の収支の状況を適正に表示しているものと認めました。また、理事の業務執行状況に関する不正の行為又は法令若しくは会則その他細則に違反する事実のないことを確認いたしました。

以 上

第3号議案 平成30年度事業計画案

1. 運動方針

(1) 基本方針

政府は生産性革命と人づくり革命を両輪として、全ての国民が活躍し続け、安心して暮らせる社会を目指し、「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定した。これまで専門学校は地域の人材養成に大きな役割を果たしてきた。今後も同政策の提言『生涯を通じて切れ目ない、質の高い教育を用意し、いつでも有用なスキルを身につけられる学び直しの間』を担う職業教育機関として、優れた教育の機会を積極的に提供しなければならない。

本協会は平成30年度において、次の基本方針のもと、全国的な運動を展開していく。

- ① 職業教育の情報発信・機会提供、職業教育体系の確立と複線型教育体系の整備など、国の支援・振興策の実現
- ② 専門学校制度の充実・改善に必要な方策の実現、「職業実践専門課程」の普及・検証及び質的な充実の推進
- ③ 教育の質保証、情報公開、法令遵守等に向けた取組の推進

「専門職大学・専門職短期大学」は、実践的な職業教育の在り方を大学体系で具体化したもので、専門学校が我が国の中核的な職業教育機関であることは論を俟たない。今後、本協会は、職業教育体系の可視化を促し、専門学校の職業教育が位置付けられた「確固たる複線型教育体系」の確立を目指す。

そのためには、一億総活躍社会・人生100年時代の働き方改革を推進するリカレント教育（社会人の学び直し）や地方創生、Society5.0（超スマート社会）の実現など多様なニーズに対応した教育課程の開発・提供を展開しなければならない。加えて、その教育活動を積極的に情報発信し、専門学校制度の理解深化を図る必要がある。

他方、現行制度の充実・改善に必要な方策の実現では、「職業実践専門課程」について、本協会は認定校に対して制度の趣旨等の周知徹底、評価向上に向けた取組の充実を促し、より質の高い実践的な職業教育の社会への浸透を図る。同時に、引き続き厚労省等の雇用対策・能力開発の施策の活用を促し、地域産業の発展を支える中核的専門人材の養成を推進していく。また、国際化等の観点から、留学生受入れや卒業後の就労機会の拡大、職業教育の国際通用性等に関する議論に積極的に参画していく。

さらに専門学校を含む「高等教育の無償化」の公平な履行を求めていく。あわせて専門学校の学生への経済的支援の恒久化を目指す文科省予算「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」について、本協会、都道府県協会等及び会員校が連携して積極的に取り組む。また、これらの支援策の実現に向け、教育の質保証や説明責任を実質化するため、文科省と連携して法令上の義務である学校評価及び情報公開の徹底を図っていく。

今後とも、本協会は、会員校・都道府県協会等と協力して、専門学校の教育活動その他の情報等を正確かつ広く社会に発信し、他学校種との格差是正を国・地方公共団体に強く求めている。

基本方針を踏まえた運動の具体的内容について、以下、重点目標として列挙する。

重点目標（概要）

① 職業教育の情報発信・機会提供、職業教育体系の確立と複線型教育体系の整備など、国の支援・振興策の実現

職業教育と学術研究が社会的に同等に評価される様々な政策の検討・実現を求めていく。

- i. 職業教育等に関する情報発信・情報提供
- ii. 職業教育体系の確立への対応

② 専門学校制度の充実・改善に必要な方策の実現、「職業実践専門課程」の普及・検証及び質的な充実の推進

職業教育、生涯学習など役割分担や機能強化など振興方策を実現する。また、「職業実践専門課程」における実践的な職業教育の充実及び発展に向けた取組を推進する。

- i. 専門学校の振興方策の実現に向けた対応
- ii. 「職業実践専門課程」の普及・検証及び質的な充実の推進
- iii. 教育費私費負担の軽減に向けた公的財政支援の充実
- iv. 教育訓練等への対応
- v. 留学生受入れへの対応
- vi. 大規模災害等への対応
- vii. 主権者教育等の推進

③ 教育の質保証、情報公開、法令遵守等に向けた取組の推進

ガイドライン及び実践の手引き等による学校評価並びに情報公開など法的義務の履行を全うするとともに、「職業実践専門課程」における第三者評価の先導的活動を促進する。

- i. 「職業実践専門課程」の質保証の取組の促進
- ii. 職業能力評価基準等の仕組みへの対応
- iii. 法令その他準ずる事項の遵守等

(2) 重点目標

① 職業教育の情報発信・機会提供、職業教育体系の確立と複線型教育体系の整備など国の支援・振興策の実現

i. 職業教育等に関する情報発信・情報提供

- 職業教育を学術教育研究より低く見る風潮の解消に向け、各専門学校による教育活動の特色や魅力など好事例の情報発信等を通じて、職業教育の理解促進、社会的評価の向上を目指す。（文部科学省）
- キャリア教育・職業教育に対する社会的認知度の一層の向上に資するため、地域相互のネットワークを介して事例研究等を含む情報共有機能を強化し、社会へ継続的かつ主体的な情報発信を行う。
- 全国統一の「7月11日 職業教育の日」の広報活動事業、企業等との連携事業を通じて、産業界との緊密な関係を深め、キャリア教育・職業教育の重要性を広く社会にアピールする。

- 文科省と連携して、個々の生徒の適性・能力等を踏まえた多様な進路指導・選択に資する情報を、教育委員会をはじめ教育機関を含む社会全体へ積極的に情報発信し、例えば、「高大接続」の議論が、高校から大学への進路選択のみを勧奨・優先することのないよう、教育委員会等の理解深化を図る。(文部科学省)

ii. 職業教育体系の確立への対応

- 専門学校は、従来の職業教育の取組に加えて、現役世代のスキルアップ・キャリアアップ、定年を迎える世代のキャリアチェンジなど、生涯を通じた学びのニーズに対応した多様な教育機会を提供し、専門職大学その他職業教育機関とともに確固たる職業教育体系の確立を目指す。その際、特に専門学校は自ら教育の質の維持・向上に取り組むつつ、職業教育の機能に注目した制度的・財政的な支援措置を求めていく。(文部科学省)
- 職業教育の評価向上の一環として学生の流動性を高めるため、専門学校と大学など複線型教育体系における異学校種の相互の連携・接続、専門学校と専門職大学など職業教育体系における異学校種の連携・接続を推進する。(文部科学省)
- 平成30年度から5年間の教育政策等を取りまとめた「第3期教育振興基本計画」を踏まえ、社会人の学びの継続・学び直しを推進するため、専門学校は専門的職業分野に関する多様な教育機会を提供していく。同時に、社会・産業のニーズに即応した教育を柔軟に展開できる特色・強み等を活かし、地域の専門人材の養成を進めていく。(文部科学省)
- 高等教育全体の将来像(グランドデザイン)や各高等教育機関の機能に応じた振興方策等を議論する中央教育審議会(大学分科会、将来構想部会等)の議論に積極的に対応し、具体的な振興方策の取りまとめや確実な措置の実現を目指す。(文部科学省)
- 専門学校の学修成果を客観的かつ適切に評価する体制の構築に向けて、国際通用性に留意しつつ、国内の各教育機関の修了と取得した職業能力・職業資格等との相互の対応関係を明確化し、かつ、我が国の職業教育体系を着実に整備していくため、「国家学位・資格枠組み(NQF)」の整備を求めていく。(文部科学省)

② 専門学校制度の充実・改善に必要な方策の実現、「職業実践専門課程」の普及・検証及び質的な充実の推進

i. 専門学校の振興について

- 専門学校の振興方策等について協議する協力者会議等における議論に積極的に対応し、具体的な諸施策・制度改正の実現を求める。(文部科学省)
- Society5.0など時代が求める能力(例えば、IT能力を融合した職業能力等)を育成する、また地域課題を解決する等の実践的プログラムの開発を推進する。(文部科学省、厚生労働省)
- 高度専門士課程での職業実践的な専門教育の充実や社会人の学び直しの受入れ拡大に対応するため、前期・後期の区分制の導入など制度的な見直し及び改善を求める。(文部科学省)

- 待機児童問題等を踏まえ、過去の実績と同様に文部科学大臣が保育士養成系の専門学校を幼稚園教諭養成課程として指定するよう、組織的に制度的運用の是正を求める。(文部科学省)

ii. 「職業実践専門課程」の普及・検証及び質的な充実の推進

- 「職業実践専門課程」の会員校への周知・啓発活動の継続、認定基準の改定に対応した全専各連作成の「指針」の見直しを行うとともに、実践的かつ専門的な職業教育の質保証に係る事案の検証を行う。また、認定課程の各要件の実質化促進の取組、認定課程に対する文科省認定証の交付等を通じて、「職業実践専門課程」の社会への浸透を図る。(文部科学省)
- 全ての都道府県が「職業実践専門課程」に対する経常費助成措置を早期に実現するよう、必要な情報を収集・提供しつつ積極的に推進する。また、最終的に「職業実践専門課程」が他の高等教育機関と同様に国の経常費助成措置の対象となるよう、関係法令の改正等を求める。(所轄庁・文部科学省)

iii. 教育費私費負担の軽減に向けた公的財政支援の充実

- 閣議決定「新しい経済政策パッケージ」の「高等教育の無償化」において専門学校も対象となることから、自ら質の保証や情報公開、また適切な学校運営等を行うよう啓発活動を進めるとともに、早期運用に向けた活動を積極的に行う。(内閣官房・文部科学省)
- 専門学校の学生及びその保護者の経済的負担を軽減するため、キャリア教育・職業教育等に対する教育費私費負担の軽減に向けた公的財政支援の充実(身体・発達障がい等の学生の就学支援等)を求める。特に文科省「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」への都道府県及び会員校の参加を積極的に推進するとともに、「新しい経済政策パッケージ」の「高等教育の無償化」の動向も確認しつつ、都道府県で重点化すべき支援措置の実現を求める。(文部科学省・所轄庁)
- (独)日本学生支援機構の奨学金事業(「給付型奨学金制度」の公平公正な適用、「無利子奨学金制度」の要件緩和による残存適格者の解消、「所得連動返還型奨学金制度」)の拡充を求めるとともに、会員校への情報提供を行う。また、他の学校種との格差の早期是正と同等の財政・税制的な支援の充実を図り、かつ、格差の発生を未然に防止する。(文部科学省)
- 地方公共団体等が運営する奨学金関連制度(「地方創生枠」の無利子奨学金、基金造成による奨学金返還支援制度)の全国的な状況を、都道府県協会等及び専門学校と情報共有し、専門学校の学生を対象とするよう求めるとともに、専門学校の学生の積極的な活用を促し、卒業後の地元定着率が高い専門学校の特色をさらに伸ばし、地域人材の養成につながるキャリア教育や職業教育を推進する。(地方公共団体)

iv. 教育訓練等への対応

- 国や地方公共団体に対して、公共職業能力開発施設等との役割分担の徹底を求め、専門学校との競合を回避する。また、教育訓練での専門学校の活用や訓練の質的指標の在り方の見直し等を求めるとともに、各地域の専門学校に取組を働きかけて一層の振興を図る。(厚生労働省)

- 「非正規雇用労働者等の長期高度人材育成コース」をはじめ離職者訓練その他教育訓練で、専門学校が幅広く活用されるよう、都道府県協会等と連携して会員校に積極的な情報提供を行い、各地域での教育訓練の取組を推進する。
- 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）で、「職業実践専門課程」の認定校が積極的に指定申請または再指定申請を行うよう情報提供を行う。また、再指定申請を見送った認定校の調査・分析等を通じ、職業実践専門課程が社会人の学び直しに活用されるよう教育訓練制度の指定要件等の弾力化や支援策の充実を求める。（厚生労働省）
- 社会人や女性等の学び直しにおける時間的、経済的な負担等を軽減する観点から、専門学校の短期プログラム認定制度を創設し、専門実践教育訓練の類型に追加する見直しを求めるとともに、学び直しプログラムの情報提供の一元化を通じて、積極的な専門学校のプログラム等の活用を求める。（文部科学省、厚生労働省）

v. 留学生受入れへの対応

- 優秀な外国人留学希望者の専門学校への留学支援、留学中の在籍管理、卒業後の定着支援等を着実に実施するため、文科省「専修学校のグローバル化対応推進支援事業」等の施策を総合的・戦略的に推進する。また、専門学校の国費外国人留学生の採用人数の拡充、私費留学生に対する留学生受入れ促進プログラム（旧 外国人留学生学習奨励費給付制度）の専門学校卒の拡充を求める。（文部科学省）
- 実践的かつ高度な職業教育を行う専門学校の修了者に対する在留資格の付与、専門教育を通じて養成される専門職の在留資格の範囲を拡大する等、より多くの専門学校留学生の卒業後の就労が可能となる方策を検討する。（文部科学省、法務省）
- 留学生の増加に伴い日本語学校の新設が急増する中、株式会社立の学校の各種学校設置認可申請の事例も散見される。教育の永続性の観点から、認可権者が原則として学校法人による設置認可を行うよう文科省に指導を要請するとともに、関係省庁等と連携して積極的な情報共有を行う。（文部科学省、法務省、所轄庁）

vi. 大規模災害等への対応

- 昨今頻発する大規模災害へ対応するため、専門学校が被災した場合に一条校と同様の措置が講じられ、いち早く教育活動を再開できるよう、激甚災害法の早期改正を求める。（内閣府、文部科学省）
- 平成28年熊本地震及び東日本大震災の被災地域の専門学校、被災した学生及び保護者に対して、国・地方公共団体による財政的・制度的復興支援の充実を引き続き求める。また、震災からの復興をはじめ、経済再生、教育再生及び暮らしの再生など人材養成等に係る国の政策を一層推進するため、専門学校の教育機能が幅広く活用されることを目指す。（内閣府、文部科学省）

vii. 主権者教育等の推進

- 選挙権並びに国民投票等の投票権を有する学生に対して、主権者教育等に関する具体的かつ実践的な指導として、家庭・地域・関係省庁との連携のもと体験的な学習等により政治参加意識の向上を目指す。（内閣府、文部科学省）

- 国民の義務である納税について、租税の意義や役割を正しく理解し、納税者として社会や国の在り方を主体的に考える自覚を育てるため、租税教育の充実に積極的に対応する。（国税庁、文部科学省）
- ICT活用教育における著作権への対応として、著作物を一部利用した教材の簡略かつ円滑な使用に向けた周知を引き続き行う。（文化庁、文部科学省）。

③教育の質保証、情報公開、法令遵守等に向けた取組の推進

i. 「職業実践専門課程」の質保証の取組の促進

- 厚労省所管の国家資格の指定養成施設に対する第三者評価の義務化の方向性も考慮しつつ、文科省「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進事業」に対応し、先進事例として「職業実践専門課程」における第三者評価、分野別評価のあり方を研究する。あわせて第三者評価団体の在り方を検討する。
- 分野別評価における対象分野の分類の前提として、職業教育の観点から日本標準産業分類等を参考にした専修学校設置基準の分野分類の在り方の研究に対して協力する。（文部科学省）
- 専門学校が行う職業教育・訓練の国際標準化へ対応するため、国際通用性を見据えた学修成果や職業能力等の評価のあり方を研究する。（文部科学省）

ii. 職業能力評価基準等の仕組みへの対応

- 学生のほか学び直しの社会人等に対して、ジョブ・カード制度など産官学をあげて推進する職業能力評価の仕組みに積極的に取り組む。（厚生労働省、文部科学省、経済産業省）

iii. 法令その他準ずる事項の遵守

- マイナンバー（社会保障・税番号）制度に対応して、マイナンバー及び個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他適切な管理のため、取扱いの基本方針や取扱規程等の策定を行うなど、必要かつ適切な安全管理措置に積極的に取り組む。（総務省）
- 厚労省「公的職業訓練等に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定（仮称）」制度について、専門学校における質保証の仕組み等との関係を研究しつつ、会員校に必要な取組等について情報提供を行い、公共職業訓練を行う会員校での適切な対応を促進する。（厚生労働省）

2. 会議の開催

（1）定例総会・理事会

6月に定例総会・理事会を、9月及び平成31年2月に理事会（平成31年2月の理事会は全専各連と合同）をする。なお、6月の定例総会の前日（全専各連定例総会后）に出席者相互の情報交換、親睦を目的に全専各連と合同で懇親会を開催する。

日程及び提出議題（予定）は次のとおり。

<定例総会・理事会（平成30年6月21日）／アルカディア市ヶ谷>

- 平成29年度事業報告
- 平成29年度決算報告ならびに監査報告

- 平成30年度事業計画案<平成30年2月の理事会に原案提出>
- 平成30年度収支予算案<平成30年2月の理事会に原案提出>
- 会則及び会則施行細則の一部改正
- 役員改選

<理事会（平成30年9月：日程・場所は未定）>

- 副会長・常任理事の選任 など

<理事会（平成31年2月28日）／アルカディア市ヶ谷>

- 平成31年度事業計画原案
- 平成31年度収支予算原案
- 平成30年度中間報告

（2）常任理事会

定例総会及び理事会に提案する議題並びに事業進捗状況等に関連する議題を協議するため、年2回（6月及び2月）、定例総会・理事会の日程に合わせて開催する。なお、2月の常任理事会は全専各連常任理事会と合同で開催する。

（3）正副会長会議

具体的な事業執行や常任理事会への提出議題を検討するため適宜開催する。

なお、職業教育の社会的評価向上をはじめ、職業教育体系の確立や教育再生など専門学校に関わる教育改革、無償化政策など学生への支援措置の制度化等、本協会が掲げる重要な方針等の論点を議論・整理するため、正副会長会議のもとに分科会を設ける。

3. 委員会活動方針

（1）総務運営委員会

本委員会は、会の運営に係る全般を所管し、

- 文部科学省及び関係諸官庁並びに関係団体との折衝等
- 運動方針並びに事業計画の検討
- 総会及び理事会並びに式典に関する事項
- 広報及び会員校に関する事項
- 協力者会議に関する事項

などを主な業務とする。

本委員会は、「専門学校制度の充実・改善に必要な方策の実現、「職業実践専門課程」の普及・検証及び質的な充実の推進」等にかかる事項について検討し、具体的方策を取りまとめるほか、専門学校の振興並びに当面する課題等について、文部科学省をはじめ関係府省庁等とも協議を行いながら、対応方策を取りまとめて活動を行う。

また、全専各連の組織委員会で審議している「課程別設置者別部会」の再編の方針を踏まえ、本協会の名称を「全国専門学校協会」と改称することに伴う組織改編に係る会則改正案を審議し、6月の定例総会に審議事項として提案する。

なお、引き続き小委員会のもとで具体的な個別の活動を実施し、必要に応じて個別の課題に知見がある専門学校関係者を臨時委員として招聘する。主な活動は以下のとおり。

《振興策対応》

【政策実現面の活動】

- 「社会人や女性のリカレント教育プログラム」開発・実証等への積極的な対応
- 協力者会議等での振興方策等の協議及び報告・提言事項の具現化に向けた対応
- 企業や業界団体との組織的な連携・協力事業の立ち上げへの対応
- 専門学校制度の充実に資する客観的データ・統計数値等の収集及び調査等への積極的な協力要請
- 「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」に定める高等教育機関一覧の情報提供に対する専門学校調査の支援協力
- 東京オリンピック・パラリンピックでのボランティア活動等への対応

【格差解消面の活動】

- 緊急性が高い代表的格差である激甚災害法の適用の早期実現に向けた、調査研究活動の推進
- 専門学校の教育機能を最大限に引き出すため、他の学校種との制度的格差等の実態の整理、個々の具体的な格差等の早期是正に向けた方策の整理、関係方面との協議・要望活動への対応

【支援要請面の活動】

- 平成28年熊本地震及び東日本大震災の被災地域の専門学校、被災した学生及び保護者への財政的・制度的復興支援への対応
- 保護者の経済的負担軽減に資する、教育私費負担軽減に向けた公的財政支援制度、(独)日本学生支援機構の奨学金制度(給付型奨学金、無利子奨学金、所得連動返還型奨学金)等のさらなる拡充への対応
- 専門学校の振興に不可欠な財政措置に関する議論への対応、国や地方公共団体からの助成の拡充、地方交付税交付金の大幅拡充、租税優遇措置の充実等の実現に向けた関係方面との協議・要望活動への対応

【教育充実面の活動】

- TCE財団等との連携による学校評価及び教育訓練の質保証等への対応、第三者評価団体の在り方の検討
- 専門学校における教育・職業教育の振興に関する学会等への積極的な対応にかかる会員校への周知
- 専門学校における主権者教育・租税教育・知財教育の推進

【情報提供面の活動】

- 本協会及び職業教育ネットのホームページの運営
- 「職業実践専門課程」認定制度や「専門実践教育訓練給付」、「(独)日本学生支援機構奨学事業」の動向等について全専各連のホームページ等を活用した積極的な情報発信
- 「7月11日 職業教育の日」の普及啓発にかかる諸事業の企画運営
- 地域相互のネットワークを介した情報共有機能強化と一般社会への継続的・主体的な情報発信への対応
- 会員校が利益を享受できる情報提供の在り方の検討

《中央教育審議会対応》

- 専門学校又は生涯学習及び職業教育等に関わる中央教育審議会各分科会等の審議事項の検討、意見の募集やヒアリング等への対応

《厚生労働省対応》

- 厚生労働省が実施する雇用対策事業への対応方策の検討
- 人材育成、職業能力開発、職業教育・訓練等に関わる厚生労働省の会議への対応、関連する諸事業の効果的な方策の研究及び厚生労働省所管課との協議
- 公共職業能力開発施設の統合・再編等を含む役割分担にかかる対応方策の検討、文部科学省及び厚生労働省との三者協議開催の働きかけ
- 離職者訓練（長期高度人材育成コース）及び社会人の学び直し（専門実践教育訓練）等への対応
- ジョブ・カード制度等への対応
- 公的職業訓練等に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定（仮称）制度への対応
- 技能五輪国際大会（候補都市：愛知県）の招致に向けた協力支援

《幼稚園教員対応》

- 幼稚園教員養成機関の指定に対する他の学校種との格差是正

《職業実践専門課程対応》

- 教育課程の編成や学校関係者評価等の実質化を図るための「職業実践専門課程」指針改定への対応
- 都道府県における「職業実践専門課程」経常費助成措置早期実現への対応
- 「職業実践専門課程」認定校における情報公開及び公開情報のアフターケア（公開様式その他要件に定める情報等）に対する文部科学省との連携・協力

（２）財務委員会

本委員会は、会の財務・会費に係る全般を所管し、

- 予算及び決算に関する事項
- 財産の管理に関する協議・提言事項

などを主な活動内容とする。

本協会として財務上の健全かつ適正な運営が図られるよう、予算執行状況等を確認する。あわせて、活動原資である専門学校教育振興基金や今後の財政状況を勘案しつつ、各委員会等との議論を通じて重点化すべき計画等を確認しつつ、収支の均衡等に配慮した予算原案の立案を行う。

また、常置委員会と連携しながら、引き続き将来的な組織の在り方を含む組織改革について検討を行う。

（３）留学生委員会

本委員会は、「専門学校留学生の適正な受入れや指導の推進」及び「専門学校留学生制度の大学等との格差是正」に係る事項を所管する。

本年度は、留学生受入れに関する課題の整理、関係省庁・機関への要望として、

- ①専門学校留学生の募集から、就職まで一貫した受け入れ体制の充実
- ②在留資格の見直しを含む卒業後の我が国での就職機会の拡充
- ③帰国後のキャリア支援のための卒業資格の国際的位置付けの明確化

を重点課題とする。

具体的には、以下の事業を推進し、募集から就職に至る一貫した留学生の適正な受入れを目指す。

- 文部科学省予算「専修学校グローバル化対応推進支援事業」の継続的推進
- （独）日本学生支援機構の「留学生受入れ促進プログラム（旧 文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度）」への対応
- より実効性の高い「専門学校留学生受入れに関する自主規約」及び「専門学校留学生入学及び在籍管理に関するガイドライン」の遵守徹底の推進
- 留学生の適正な受入れおよび就職支援に資する研修会の開催
- 専門学校留学生の受入れ実態の調査及びそれに基づく受入れ校データベースの整備
- ホームページ等を活用した専門学校留学に関する情報提供
- （独）日本学生支援機構等が主催する「日本留学フェア」への参加・協力
- （独）日本学生支援機構をはじめとする留学生関係機関との連携強化
- 株式会社立日本語学校への対応
- 適切な留学生のアルバイト（資格外活動）の基準及び運用の在り方の検討

4. 調査研究事業の実施

（１）専門学校教育内容の充実に資する調査研究

TCE財団の行う専門学校教育内容の充実・改善に資する調査研究事業に協力する。

（２）留学生受入れ実態調査

留学生受入れに関する実態を把握するための調査を実施し、課題を整理分析して関係省庁・機関へ要望するための基礎資料として活用する。

（３）専門学校修了者の大学院入学・大学編入学の実態調査

専門学校に対する格差事例として、専門学校修了者を大学院入学・大学編入学の出願資格の一要件として認めていない大学院・大学が存在するため、実態の把握と個々の大学院・大学への啓発の観点から、全国の国公私立の全大学院・大学に対して専門学校修了者の大学院入学及び大学編入学選考の実施の有無についての実績と予定を調査し、その結果を会員校に情報提供するとともに、文部科学省に是正を求めていく。

（４）専門学校調査の協力支援

専門学校と他の高等教育機関との相互比較等を通じた実証的調査研究事業（学校、在籍者、卒業者等）について、調査実施主体の支援等を行うとともに、調査への会員校の積極的な協力を促進する。

5. 研修事業の実施

（１）管理者研修会

専門学校の経営に資する有用かつ最新の情報を伝達することを目的として、TCE財団との共催による研修会を実施する。

（２）専門学校留学生担当者研修会

専門学校において適正な留学生受入れが実施され、国際貢献等の面で十分な役割を果たしていくことができるよう、TCE財団との共催による研修会を開催する。

(3) 専門学校の教育訓練・運営に係る内部質保証人材の養成講習

「専修学校における学校評価ガイドライン」の策定を受け、専門学校が自己評価と評価結果の公表という社会的責任を積極的に果たす取組を促進するため、「NPO法人私立専門学校等評価研究機構の評価基準」並びに「国際規格ISO29990（非公式教育・訓練のための学習サービス—サービス事業者向け基本的要求事項）」という専門学校の職業教育を取り巻く評価制度等を参考にして、専門学校内で教育訓練・運営の質保証を中核的に担う評価人材を養成する講習を、TCE財団等と共催で実施する。

(4) 専門学校予算及び関係諸施策等説明会

専門学校に係る省庁予算及び関係諸施策等について、会員校が積極的に取り組むための情報提供を目的として、事業内容や手続き等に関する説明会を開催する。

6. 広報活動の推進

(1) 「7月11日 職業教育の日」の推進

「7月11日 職業教育の日」にかかる事業の推進を、引き続き全専各連と連携して、専門学校における職業教育の実績と今後果たすべき使命について積極的に広報活動を実施する。

総務運営委員会と全専各連総務委員会において、「7月11日 職業教育の日」の普及啓発にかかる諸事業を企画運営し、職業教育の意義や社会的使命等を広く訴えるため、一般に利用されるプロモーショングッズ等を作成し、都道府県協会等及び関係方面に配布する。

(2) 会報の発行による情報提供

専門学校をめぐる動向や本協会の活動状況等をまとめた会報を発行し、会員校等に配布する。

(3) 職業実践専門課程・高度専門士・専門士・大学院入学・大学編入学パンフレットの発行

専門学校並びに高度専門士・専門士に関する広報用パンフレットとして、前年度に引き続き都道府県協会等に必要部数を譲渡し、各地区及び会員校単位で積極的に活用してもらおう。

また、全国の国公私立大学及び大学院にパンフレットを送付して、専門学校修了者の編入学選考を実施する大学、及び4年制専門学校修了者の受入れを実施する大学院の増加に努める。

(4) ホームページを活用した広報活動の積極的な推進

全専各連ホームページ、職業教育ネット運営への協力を通じて、高等職業教育機関である専門学校の役割や機能、また各分野における教育内容の特徴、職業教育に関する研究・成功事例のデータベース化等を広く社会に紹介するなど、広報活動を積極的に行う。特に、職業実践専門課程、高度専門士及び専門士については、その制度の紹介に努め、社会的な理解の促進を図る。

7. 専門学校におけるスポーツ振興

専門学校におけるスポーツを支援し振興を図ることを目的に、全国専門学校体育連盟への助成措置を行う。

第4号議案 平成30年度収支予算案

収支予算書(案)

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

全国学校法人立専門学校協会

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
協会運営費収入	(18,950,000)	(18,950,000)	(0)	
協会運営費収入	18,950,000	18,950,000	0	全専各連より繰入
雑収入	(20,000)	(20,000)	(0)	
受取利息収入	10,000	10,000	0	
雑収入	10,000	10,000	0	
事業活動収入計	18,970,000	18,970,000	0	
2. 事業活動支出				
会議費支出	(9,180,000)	(8,460,000)	(720,000)	
総会運営費支出	460,000	460,000	0	
役員会運営費支出	5,620,000	5,000,000	620,000	理事会3回
委員会運営費支出	2,600,000	2,500,000	100,000	総務運営・財務・留学生
旅費交通費支出	500,000	500,000	0	
研修会開催費支出	(1,000,000)	(1,600,000)	(△ 600,000)	
研修会開催費支出	1,000,000	1,600,000	△ 600,000	
振興対策諸費支出	(2,500,000)	(2,500,000)	(0)	
渉外費支出	2,500,000	2,500,000	0	
広報活動費支出	(9,190,000)	(8,970,000)	(220,000)	
調査研究費支出	1,420,000	1,420,000	0	大学編入学調査等
広報費支出	5,220,000	5,000,000	220,000	
職業教育の日推進費支出	2,050,000	2,050,000	0	
体育連盟振興費支出	500,000	500,000	0	
事業活動支出計	21,870,000	21,530,000	340,000	
事業活動収支差額	△ 2,900,000	△ 2,560,000	△ 340,000	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
特定預金取崩収入	(2,900,000)	(2,560,000)	(340,000)	
専門学校教育振興基金取崩収入	2,900,000	2,560,000	340,000	各種事業の推進及び強化
投資活動収入計	2,900,000	2,560,000	340,000	
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	2,900,000	2,560,000	340,000	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額	0	0	0	
次期繰越収支差額	0	0	0	

第5号議案 会則及び施行細則の一部改正

全国専修学校各種学校総連合会第126回理事会・全専協理事会（平成30年2月22日）における「会則及び会則施行細則の一部改正案」（今後の課程別設置者別部会の在り方について）の承認を受け、全専各連課程別設置者別部会として規定上の整合性を図ることを目的として行う本協会会則の一部改正等案について審議願いたい。

全専協会則の一部改正（案）

【改正のポイント（案）】

- 現行の「課程別設置者別部会」を発展的に統合し「課程別部会」として組織を改編する。
- 設置形態を問わず専門課程を設置する全ての会員校で組織する。

全国学校法人立専門学校協会 会則

<現行会則と改正会則案との比較>

現行 会則	改正 会則（案）
<p>（名称）</p> <p>第1条 この会は、<u>全国学校法人立専門学校協会</u>と称する。</p> <p>（組織）</p> <p>第2条 この会は、全国専修学校各種学校総連合会（以下、「全専各連」という。）の<u>課程別設置者別部会</u>として組織する。</p> <p>2 全専各連を構成する都道府県協会等は、当該都道府県名を冠する<u>学校法人立専門学校協会</u>を設けることができる。</p> <p>3 都道府県協会等が所属する全専各連会則に定めるブロックは、当該ブロック名を冠する<u>学校法人立専門学校協会</u>を設けることができる。</p> <p>（目的）</p> <p>第4条 この会は、高等教育機関としての<u>学校法人立専門学校</u>の教育及び運営に関する諸条件の改善、振興を図り、その地位の向上を期するために必要な調査、研究、協議を行い、もって全専各連の施策推進に協力することを目的とする。</p>	<p>（名称）</p> <p>第1条 この会は、<u>全国専門学校協会</u>と称する。</p> <p>（組織）</p> <p>第2条 この会は、全国専修学校各種学校総連合会（以下、「全専各連」という。）の<u>課程別部会</u>として組織する。</p> <p>2 全専各連を構成する都道府県協会等は、当該都道府県名を冠する<u>専門学校協会</u>を設けることができる。</p> <p>3 都道府県協会等が所属する全専各連会則に定めるブロックは、当該ブロック名を冠する<u>専門学校協会</u>を設けることができる。</p> <p>（目的）</p> <p>第4条 この会は、高等教育機関としての<u>専門学校</u>の教育及び運営に関する諸条件の改善、振興を図り、その地位の向上を期するために必要な調査、研究、協議を行い、もって全専各連の施策推進に協力することを目的とする。</p>

<p>(会員)</p> <p>第6条 この会の会員は、全専各連会員のうち <u>学校法人が設置する専門学校会員</u>とする。</p> <p>(会員の資格喪失)</p> <p>第9条 この会の会員は次の事由によってその資格を喪失する。</p> <p>① 当該会員の所属する学校法人の解散</p> <p>② 当該会員の設置する専門課程の廃止</p> <p>③ 退会</p> <p>④ 除名</p> <p>2 <u>前項第1号から第2号までの場合は</u>、当該事由の発生した時点で資格を喪失する。</p>	<p>(会員)</p> <p>第6条 この会の会員は、全専各連会員のうち <u>専門課程を設置する会員</u>とする。</p> <p>(会員の資格喪失)</p> <p>第9条 この会の会員は次の事由によってその資格を喪失する。</p> <p>① 当該会員の設置する専門課程の廃止</p> <p>② 退会</p> <p>③ 除名</p> <p>2 <u>前項第1号</u>の場合は、当該事由の発生した時点で資格を喪失する。</p>
<p>附 則</p> <p>1 この会則は、平成4年11月18日から施行する。</p> <p>2 この会則は、平成9年7月16日から改正施行する。</p> <p>3 この会則は、平成10年7月28日から改正施行する。</p> <p>4 この会則は、平成14年12月10日から改正施行する。</p> <p>5 第14条の規定にかかわらず、平成14年度並びに平成15年度の副会長は別紙役員名簿のとおりとする。</p> <p>6 この会則は、平成18年6月15日から改正施行する。</p> <p>7 この会則は、平成21年6月18日から改正施行する。</p> <p>8 この会則は、平成25年6月25日から改正施行する。</p> <p>9 この会則は、平成27年6月18日から改正施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>略</p> <p>10 この会則は、平成31年4月1日から改正施行する。ただし、役員任期は会則第16条第1項に定める期間とし、平成30年6月21日から起算するものとする（平成30年6月21日定例総会）。</p>

全国学校法人立専門学校協会 会則施行細則

<現行会則施行細則と改正会則施行細則案との比較>

現行 会則施行細則	改正 会則施行細則 (案)
<p>附 則</p> <p>この細則は、平成8年7月30日から施行する。</p> <p>この細則は、平成9年7月16日から改正施行する。</p> <p>この細則は、平成14年12月10日から改正施行する。</p> <p>この細則は、平成15年3月6日から改正施行する。</p> <p>この細則は、平成16年6月10日から改正施行する。</p> <p>この細則は、平成17年6月9日から改正施行する。</p> <p>この細則は、平成18年6月15日から改正施行する。</p> <p>この細則は、平成25年6月25日から改正施行する。</p> <p>この細則は、平成25年11月29日から改正施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>略</p> <p>この細則は、平成31年4月1日から改正施行する（平成30年6月21日）。</p>

第6号議案 役員改選

任期満了にともない、平成30年度及び平成31年度の下記の件につき選任を願いたい。

- ・会長の選任
- ・監事の選任

(会則第14条第1項、第5項)

